

45.○○○

### 旧軍人韓国人遺骨個別引取りについて

1 今回の遺骨引取りの要請は、韓国側の従来主張  
 していた一括返還の方針を変更したものと解し  
 てよいのか、韓国側に確認されたい。

2 今回の個別引取りについての必要書類は次の  
 とおりである。(事前申出が望ましい。)

(1) 死亡者と遺族との年分関係を明らかにするこ

とができる戸籍の謄(抄)本

(2) 遺族が韓国内に居住していることを明らかにす

ることができる書類(韓国政府の証明)

(3) 代理人が日本にきて遺骨引取りの場合は遺族委託状

遺骨は日本政府から在日韓国大使館に渡し遺族

(代理人)には同館から渡すこととされたい。